

証票の取扱いについてのご注意

現証票（有効期限：平成33年（2021年）12月31日）の更新をされる方は、新しい証票（有効期限：令和7年（2025年）12月31日）の交付を受けるにあたり、次のことに注意され、掲示できる立札・看板の枚数を超えないようにしてください。

1 従来の立札・看板を引き続き使用する場合

旧証票を貼付した立札・看板を引き続き掲示する場合には、新しい証票を旧証票の貼付してある立札・看板の上に貼ってください。

2 新しい立札・看板を作製する場合

新しい立札・看板を作製して掲示する場合には、旧証票の貼付してある立札・看板は必ず処分し、制限枚数を超えないようにしてください。

3 その他注意事項

- ・ 事務所の入口ドアや窓ガラス等に「〇〇〇〇事務所」、「〇〇後援会事務所」等と直接記載する場合も、証票の貼付が必要な立札・看板の扱いとなりますので、150cm×40cm以内の枠を記載したうえで証票を貼付してください。
- ・ スローガンのみ記載されている立札・看板については、証票の貼付が必要な立札・看板とはなりませんが、その立札・看板に連絡先として候補者等氏名や後援団体名が記載されている場合は証票の貼付が必要な立札・看板の規制の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 同一の場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所とが設置されている場合、設置できる立札・看板は、候補者等（個人）用2枚及び後援団体用2枚までとなりますのでご注意ください。